

福島市技能功労者表彰取扱規定

第1 趣旨

福島市技能功労者表彰要綱第6条の規定に基づいて行う技能功労者の表彰についてはこの規定に定めるところによる。

第2 推薦者

1. 推薦がおこなえる団体等

- (1) 別表に定める業種の団体・事業所等
- (2) 福島商工会議所
- (3) 飯坂町商工会・松川町商工会・飯野町商工会
- (4) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島職業訓練支援センター
- (5) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発促進センター
- (6) 福島県職業能力開発協会
- (7) 職業訓練法人福島職業訓練技能協会

2. 団体等に参加していない、又は団体等が組織されていない場合 同一又は関連する業種の技能者

第3 受賞候補者

推薦者は以下のすべての要件を満たす者のうちから技能功労表彰受賞候補者を選定して市長に推薦するものとする。

- (1) その者の有する技能の程度が他の技能者に比べて著しく卓越しており、本市の最高水準であること
例えば〇〇の製作の技能においては、市で本人だけが持つ技能であることなど。
- (2) その者の有する卓越した技能を有する職業は別表に掲げる全産業の属する技能を要する職業をいい、その者の就業上の地位が、自営業主、家族従業者、雇用者であることに関わらず、職務遂行に卓越した技能を要するものであること。
- (3) 職業を通じて後進技能者の技能の指導や、技能者の教育、訓練にたずさわって技能者の育成に寄与したこと、又は、技能に関する工夫、改善等によって生産性の向上に役立ったこと等により、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者であること。
例えば新たに考案した工法等によって業界発展に貢献など。
- (4) 勤務成績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であること。
また、過去において禁錮以上の刑に処せられたことないこと。

第4 推薦手続き

1. 推薦候補者の選考

推薦者は、受賞候補者の推薦を行うにあたっては、真に表彰されることがふさわしい者を別表に定める職種について1名選考するものとする。

2. 提出書類

推薦者が受賞候補者を市長に推薦する場合は、次の書類を提出するものとする。

(1) 推薦書（様式第1号）

(2) 推薦理由書（様式第2号）

ア 「技能の概要」欄には、候補者の技能の「何が卓越しているのか」のみならず、卓越している技能の内容について客観性に欠ける表現は避け、具体的に記載すること。

また、その技能が優れている理由等を具体的にかつ、わかりやすく記載すること。

（例1）表現が客観性に欠ける表現

- ・非常に優れている
→ 他と比較して何がどう優れているか数値等で表現
- ・短時間で加工できる
→ 通常3時間かかる加工を1時間でできる等
- ・精度が向上した
→ 標準公差±0.05mmが±0.03mmに向上した等

（例2）共同作業による場合、その実績における本人の関わりが不明

- グループ作業や大型製品等の場合、本人が関わった部分について具体的に記載する

（例3）製品の紹介のみで、技能の関与が不明確

- その製品の製作過程のどこで本人の技能がどのように活かされたか記載する

イ 技能による功績、貢献、後進の指導育成等の概要

候補者の有する技能に基づく産業・社会等への功績・貢献（どこでどのような活動を行い、その結果どのような功績があったのか）を中心に記入し、団体の役員としての活動のみの記入は避けること。

また、後進の指導育成等については、その指導・育成にあたった方法、対象、及びその範囲等を説明しながら記載すること。

ウ 現役性

技能に関連した業務の1日の就業時間と業務内容を具体的に記入すること。

(3) 履歴書（様式第3号）

(4) 住民票（本籍を記載）

(5) 写真

ア) カラー（縦4.5cm×横3.5cm）上半身、正面脱帽で6ヶ月以内に撮影したものを2枚（裏面に氏名を記入すること。）

イ) 作品又は作業風景の写真（横撮）を2枚以上

- ・作業風景（作業中の被推薦者の顔が明瞭に認識できるもの）とは単なる作業場の写真ではなく、卓越した技能を発揮している作業の様子が汲み取れるものであり、作業状況の説明を付すこと

3. その他の資料

候補者の技能の程度及び功績を確認することのできる資料等については、返却を要しないものを添付すること。

なお、資料は紙媒体、日本工業規格A4版とし、必要最小限の分量とすること

(1) 新聞記事等

本人の実績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事等

(2) 説明書、図面、写真等

本人の製作物、発明、考案又は改善等に関する説明書。図面等

改良前と改良後の比較をなるべく数量的に表現し、分かりやすくすること

(3) 特許、実用新案等の資料

特許、実用新案等については、発明者名（共同の場合は、担当分野を明らかにすること。）、所有者名、内容、取得年月日を明らかにする資料及び証書の写しを添付すること

第5 提出先

福島市商工観光部企業振興課

第6 被推薦者の審査

委員会(福島市技能功労者選考委員会要領に定める)は、候補者について表彰を受けることの適合性を審査し、その結果を市長に報告する。

第7 受賞者の決定

表彰を受ける者は、市長が委員会の公正な意見を聞いて決定するものとする。

なお、表彰を受ける者の人数は、原則として15名以内とする。

第8 表彰の方法等

表彰が決定した後に、被表彰者が死亡した場合は、表彰式終了後、遺族に表彰状及び記念品を贈る。

附 則

この規定は、平成25年6月1日から施行する

この規定は、平成28年4月1日から施行する

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。